

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動、不当な行為についての相談事業、不当な行為による被害者の救援等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動
 - (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動の支援
 - (3) 暴力団員による不当な行為に関する県民相談
 - (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
 - (5) 暴力団から離脱する意思を有する者の援助
 - (6) 公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施に関する受託業務
 - (7) 法第32条の3第2項第7号の不当要求情報管理機関の業務の支援
 - (8) 暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給及び民事訴訟の支援その他の援助
 - (9) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対して行う少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 センターの財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 公益認定時の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第6条 基本財産は、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならないが、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会及び評議員会において理事及び評議員の3分の2以上の同意を得、かつ、神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第7条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 センターの経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、理事会の承認を経て、毎事業年度開始前に、神奈川県知事（以下「知事」という。）及び公安委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第12条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、請求があった場合、事務所に備え置く定款と共に一般の閲覧に供するものとするが、正当な理由がある場合は、当該請求を拒むことができる。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計)

第14条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計の慣行を斟酌する。

2 その他センターの会計処理に関し必要な事項は、理事会において定めるセンターの会計処理規程によるものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 センターに、評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とし、1名を評議員会副会長とする。

3 評議員会会長は、評議員の互選により選任する。

4 評議員会副会長は、評議員会会長が任命する。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員が就任若しくは辞任する場合は、理事長に対し書面をもって申し立てるものとする。

（権限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使することができる。

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された評議員の任期は、その選任時に存在する評議員の任期の満了する時までとする。

4 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第19条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員及び役員に対する費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 事業報告及びその附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるとき、若しくは欠するときは、理事会の決議に基づき専務理事が招集する。

2 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項による請求があったときは当該請求のあった日から、2週間以内に評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の3日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

2 評議員会会長に事故あるときは、評議員会副会長が評議員会議長となる。

(定足数)

第25条 評議員会は、決議に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として決議に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する費用の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他 3分の2以上の多数決議を必要と法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が、評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第30条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法第197条において準用する法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 選任された役員は、理事長に対し、就任の承諾を書面をもって行う。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、センターを代表し、理事会を主宰し、センターの業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、日常のセンターの業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、センターの業務の執行を決定し、理事の業務執行を監督する。

5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。また、センターに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第34条 理事及び理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第30条で定められた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

5 理事長が欠けた場合、専務理事は速やかに、理事会を招集し、新たに理事長を選任する。この場合、新たに選任された理事長の任期は、退任した理事長の任期の満了する時までとする。

6 前項の場合、退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまでは、理事長としての権利義務を有する。

(解任等)

第35条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 役員が辞任する場合は、理事長に対し書面をもって申し立てるものとする。理事長が理事の職を辞任する場合は、評議員会会長に対し書面をもって申し立てるものとする。理事長の地位のみ辞任する場合も同様とする。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、第19条第3項の規定を準用する。

(責務の免責)

第37条 センターは、役員の法人法第198条において準用される第111条第1項に規定する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長、副会長、顧問及び参与)

第38条 センターに、会長及び副会長を置く。

2 会長は、知事の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。ただし、副会長のうち1名は神奈川県警察本部長の職にある者をもって充てるものとする。

4 センターに、顧問及び参与を置く。

(1) 顧問は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(2) 参与は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 会長、副会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

6 前項に関し必要な事項は、第19条第3項の規定を準用する。

7 会長、副会長、顧問及び参与は、センターを代表する権限は有しない。

(会長及び副会長の職務)

第39条 会長は、儀礼的行為を行い、かつ、センターの業務に関し助言を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、センターの業務の執行に関し助言を行い、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問及び参与の職務)

第40条 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第41条 センターに、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) センターの運営に必要な規程の制定、変更及び廃止

(3) 理事の職務執行の監督

(4) 理事長及び専務理事の選任及び解任

(5) 前各号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定

(6) その他、理事会の承認が必要な法令及びこの定款で定められている事項の承認

(種類及び開催)

第43条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 法人法第197条において準用する法人法第93条に基づいて理事長以外の理事から理事長に招集の請求があったとき、又は理事が招集したとき。
 - (3) 法人法第197条において準用する法人法第101条第2項及び第3項に基づき監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
 - (4) その他、法令及びこの定款に基づいて必要と認められるとき。

(招集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、この定款又は法令に基づいて、理事長以外の招集権者が招集する場合は、この限りではない。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の請求を受けたときは、当該請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の3日前までに、書面をもって通知しなければならない。ただし、あらかじめ理事及び監事全員が承諾したときは、この限りでない。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、その他の理事の互選により議長となる理事を選任する。

(定足数)

第46条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第47条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議の場合において、議長は、理事として決議に加わることができる。

(決議の省略)

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、各監事に異議がないときは、その提案を可決する旨の理事等の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 事務局及び暴力追放相談委員

(事務局)

第51条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長及び事務局次長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(暴力追放相談委員)

第52条 センターの事業を推進するため、暴力追放相談委員を置く。

2 暴力追放相談委員の業務に関し、法令で定める事項以外に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第16条についても適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、この定款の第3条及び第4条を変更する場合は、評議員全員の同意による決議を必要とする。

4 前3項の規定により定款が変更されたときは、理事長は、その旨を知事及び公安委員会に届け出なければならない。

(解散)

第54条 センターは、法令に定める事由により解散する。

2 前項の場合にかかわらず、センターは、理事会及び評議員会において理事及び評議員全員の同意を得、知事及び公安委員会の承認を受けた場合、解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりセンターが消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第58条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができ

る。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入するものとする。
- 3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

第11章 委任

(委任)

第61条 この定款にあるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 西田義博、和田義盛、相川文五郎、大野清一、八亀忠勝、古山正義、小比賀正義、松島金五
監事 堤康之、中ノ上邦孝
- 4 センターの最初の理事長は、相川文五郎、専務理事は、松島金五とする。
- 5 センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。
古尾谷光男、三木崇雄、横川収、斎藤寿臣、横田和浩、林英樹、関根貞雄、後藤次郎、鈴木孝平、三留秀樹

附 則

この定款（第4条及び第57条から第60条の改正）は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この定款（第58条から第61条の改正）は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この定款（第38条の改正）は、平成30年6月27日から施行する。

別表 1

顧 問	神奈川県公安委員会委員長
	横浜市会議長
	川崎市議会議長
	神奈川県市議会議長会会長
	神奈川県町村議会議長会会長
	横浜地方検察庁検事正
	神奈川県弁護士会会長
	横浜地方法務局長
	神奈川労働局長
	横浜保護観察所長
	横浜刑務所長
	横浜税関長
	東京出入国在留管理局横浜支局長
	横浜中税務署長

別表 2

参 与	神奈川県少年補導員連絡協議会会長
	神奈川県保護司会連合会会長
	神奈川県警察本部総務部長
	神奈川県警察本部警務部長
	神奈川県警察本部生活安全部長
	神奈川県警察本部刑事部長
	神奈川県警察本部地域部長
	神奈川県警察本部警備部長
	神奈川県警察本部交通部長
	神奈川県警察本部組織犯罪対策本部長